

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

メキシコ、ゲレロ山岳部につめ寄る鉱山開発、それ
に向き合う先住民コミュニティの応答

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2017-04-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 貴徳 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansaignai.repo.nii.ac.jp/records/7757

メキシコ、ゲレロ山岳部につめ寄る鉱山開発、 それに向き合う先住民コミュニティの応答

短期大学部助教 小林貴徳

1. はじめに

今世紀のはじまりとともに、メキシコの鉱業部門はめざましい成長を遂げた。もちろんメキシコの鉱物資源の埋蔵量が世界屈指であることはそれ以前からよく知られていた。16世紀にはじまるスペイン統治時代、1521年から1830年までの約300年のあいだ、メキシコで産出された銀の総量は5万6100トン、金の総量は19.2トンにのぼった。サカテカスやグアナファトの鉱山で採掘された大量の銀は全世界に流通し、南米ボリビアのポトシ銀山と並んでスペイン帝国の全盛期を支えていた。

そうした歴史的事実を引き合いに出しても、21世紀最初の10年間にメキシコで産出された銀の総量3万3500トンという値は驚異的である。なにしろ、わずか10年で植民地期300年間の総産出量の60パーセント相当の銀が産出されたのだ (González 2011 : 5)。2011年の産出量が年間4250トンに達したメキシコは、資源開発の進展がめざましい中国や資源大国ロシアの追随を許さず、銀産出量世界一位の座は揺るぎそうにない。

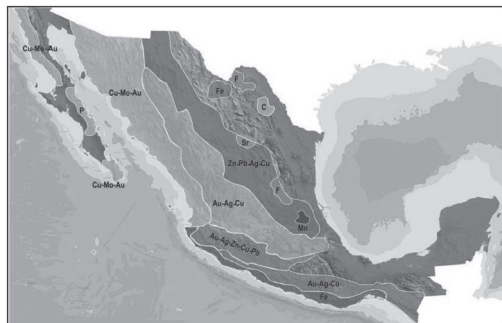


図1. メキシコ国土における潜在的な鉱床の分布 (SGM 2011 : 29)

また、20世紀末には年間2トンほどだった金の産出も、2010年までの10年間に植民地期の総量の倍以上となる41.9トンに達した。2011年には8.4トン(世界10位)を産出し、メキシコはいまや金産出でも大国の仲間入りを果たそうとしている(SE 2012: 15)。この金鉱床の開発こそ、今世紀におけるメキシコの鉱業部門の急成長の最大要因といえる(図1)。

そうした鉱業部門の急成長は、1992年の憲法27条改正に端を発したと考えてよいだろう。この憲法改正は、とりわけ私企業による天然資源開発を規定する法的規範に大きな変更を加えるものであり、その後続く一連の法整備につながる象徴的な決定だった。連邦政府のねらいは、多国籍企業へ鉱山開発権を委譲することにより、外資による地下資源の有効活用を加速化することだった。

ところが、政府の資源政策の転換は、鉱山開発を企てる業者と地域社会の住民のあいだに生ずる軋轢を不可避のものとした。開発業者の進出に異議を唱える人びとのなかには、侵入する脅威に対抗するための連帯活動に乗り出す者が少なくなかった。

例えば、メキシコ北中部に位置するサン・ルイス・ポトシ州にあるセロ・デ・サン・ペドロ(Cerro de San Pedro)村は、開発業者に抵抗する市民連帯が生成された事例のひとつである。カナダ資本の鉱山開発企業サン・ハビエル(San Xavier)社は、委譲を受けた鉱山権に基づいて2000年にこの地域に進出すると、金鉱床の採掘事業を始動させた。露天掘りによる採掘は、再生不可能なレベルの植生喪失や有害化学物質による土壌・水質汚染など大規模な環境破壊をもたらし、地域住民からは深刻な健康被害が報告された。こうしたなか、政治的・法的に正当な方法で立ち向かうために複数の市民グループが手を取り、開発業者に対する異議申し立ての社会運動を展開した(Toscana y Hesles 2010: 153-154)。

連邦政府による私企業への鉱山権委譲が推進されているのは、土地の所有権や用益権が個人ではなく、農民の集団によって管理されている地域に集中している(López 2012: 138)。メキシコでは、土地を集団で管理する社会的所有(propiedad social)の形態を農地区(núcleos agrarios)と定め、この

農地区を一つの単位として一定範囲の土地の用益権が農民集団に付与されている。とりわけ住民全体に占める先住民言語使用者の比率が高い地域においては、土地の社会的所有というこの形態は、伝統的な土地管理の骨組みとしてコミュニティの生活に深く根を下ろしている。

メキシコ南部、ゲレロ州山岳部で先住民族の人権擁護活動を推進するNGOトラチノリャンは、年次報告書のなかで「鉱山開発企業は、どれほど環境を破壊しようとも、いくら先住民族の集団的権利や土地権利を蹂躪しようとも、投資をやめる気はない」(Tlachinollan 2013: 2)と指摘し、先住民族の土地や資源の管理に関して集団の権利を保障した憲法第2条やILO169号条約のような先住民族の権利を保障する国際条約が、資源開発のグローバル化を口実としてないがしろにされていると警鐘を鳴らしている。

多国籍企業が進める資源開発に直面する先住民コミュニティの抵抗について検討する本稿は、具体的には、メキシコの先住民族居住地域のひとつゲレロ山岳部 (la Montaña de Guerrero) を舞台として、開発業者に抗して連帯の可能性を探る地域住民の取り組みに焦点を当てるものである。

2. メキシコにおける鉱業の発展と法改正

1990年代に立て続けに実施された土地所有に関する法改正がメキシコの鉱業部門の急成長のきっかけとなったことは明白である。サリナス政権 (1988年~1994年) では、憲法27条改正 (1992年) をはじめ、鉱山法改正 (1992年)、外資法改正 (1993年)、北米自由貿易協定 (NAFTA) 発効 (1994年) など、外国資本の鉱山開発参入を促進させるための一連の法整備が進められた。とくに、土地の社会的所有において土地 (およびその用益権) の譲渡を原則不可とする規定を盛り込んでいた憲法27条の改正は、それまで制限されていた土地の市場流通の自由化を意味した (López 2012: 135)。

改正後の憲法27条第6項には、天然資源が原則として国家の管理下にあること、そして、連邦政府は国内法が定める規定に則って資源の活用に関する

権利を法人や企業に対して委譲する旨が明記されている。また、鉱山法6条では、「鉱物やそれに準ずる資源の開発は、優先されるべき公共の利益であり、連邦法はこれに寄与する活動を承認する」として、鉱山開発権の委譲を受けた企業が地下資源の用益権を得ることが示された。外資の直接投資を促すための構造調整システムの刷新を図った連邦政府は、そのプロセスとして公共財を私的財へと転化する法的枠組みの整備を進めたのである（Toscana y Hesles 2010 : 159）。

開発業者の新規参入を促すための開発指針を策定した経済省（Secretaría de Economía）は、連邦執行部を通じて鉱山権委譲の手続きを統括している。同省の報告書によると、国内で操業する288社の外資系企業のうち72パーセント（208社）がカナダ資本、16パーセント（46社）が米国資本であり、全体の90パーセントがNAFTA加盟の国に由来する開発業者で占められている（SE 2012 : 20-21）。

政府の認可を受けた開発プロジェクトの総数は803件におよび、その62パーセント（504件）が金や銀など貴金属の採掘と関連している。2000年から2010年のあいだに2万7022件の鉱山権委譲がおこなわれ、その対象となる総面積は国土の4分の1に当たる5600万ヘクタールにおよぶ（González 2011 : 8-9）。

鉱山開発プロジェクトのうち約500件がソノラ州、チワワ州、ドゥランゴ州など豊かな鉱床が集中するメキシコ北部で登録されており、南部のゲレロ州での登録件数は26件に過ぎない。とはいえ、ゲレロ州における鉱物資源の埋蔵量と近年の産出増加は開発業者の強い関心を呼んでいる。とりわけ、2007年に年間0.27トンだった金の産出は2012年に年間1.1トンに達し、実質5倍以上の増加がみられた（SE 2012 : 100）。かつて金産出で全国17位だったゲレロ州を4位まで押し上げた原動力となったのがエドゥアルド・ネリ（Eduardo Neri）行政区に開かれたロス・フィロス（Los Filos）鉱山である。

ゲレロ州の「金床ベルト（Cinturón de Oro）¹」と呼ばれる鉱床帯を構成す

¹ ゲレロ州中央部に位置する全長111キロメートルにおよぶ鉱床であり、金の埋蔵量は4500トンに達すると算出されている（González et al. 2011 : 47）。

ロス・フィロス鉱山は、2005年に鉱山権委譲を受けたカナダ資本ゴールド・コープ（Gold Corp）社が2007年に操業を開始した（Goldcorp 2006）。露天掘りによる採掘が始められた同鉱山は、わずか数年で全国産出量の12.3パーセントを占めるようになり、2009年には全国2位の金産出を誇る鉱山となった（González 2011:12）。

ロス・フィロスでの採掘が予測をはるかに上回る成功を収めたことは、ゲレロ州における鉱山権の委譲件数を増加させた。2013年には開発業者に対する581件の委譲がおこなわれ、対象となる土地面積はおよそ70万ヘクタール、それは州の総面積の11パーセントに相当する（González 2011：10）。そうしたなか、貴金属の新規採掘を企てる開発業者の注目を集めているのが、ゲレロ州東部に位置する山岳地帯、一般的にゲレロ山岳部の名称で知られる一帯の地中に眠る鉱床である。

3. ゲレロ山岳部の土地と資源

メキシコの太平洋沿岸の少し内陸側を、国土を北西から南東に縦断するようにシエラ・マドレ山脈が伸びている。その山脈の南部、南シエラ・マドレの懐に位置するゲレロ山岳部は、政府機関の全国先住民族開発委員会（Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas）が類別する全国25の先住民居住地域のひとつである。異なる言語を母語とする先住民族グループが隣接する多文化的状況にあるため、各言語名にちなんで「ミシュテカ・ナワ・トラパネカ（mixteca nahua tlapaneca）」地域とも呼ばれている。

先住民族の文化的多様性とともこの地域を特徴付けているのが、貧困や差別、社会的疎外といった問題の深刻な状況である。国連開発計画の報告書によると、識字率や平均所得、インフラ整備の有無、幼児死亡率などを包括的に示した周縁化指数が米大陸で最高水準、アフリカ大陸のサハラ以南地域と同等水準の数値を示している村落がゲレロ山岳部に多く確認される（UNPD 2005）。

貧困や社会的疎外といった問題はこの地域の経済的基盤の脆弱さに由来している。自家消費用の農作物を生産する生存維持型農業が主な生業であるゲレロ山岳部では、トウモロコシ、カボチャ、フリホル豆など基礎食糧作物の栽培が細々と営まれているものの、山間部特有の地形条件ゆえ、山の斜面に拓かれた生産性の低い農地が耕地面積の大半を占めている。天水に依存した焼畑農法では作物の収穫量は安定しないが、村での生活では現金獲得の必要性は日に日に増している。そんななか就労機会を求めて都市部や他地域に移住する者が後を絶たず、麻薬植物の栽培に手を染めてしまう者も少なくない(小林貴徳 2008)。

生産性が低いとはいえ、この地域の人びとの生活を支える唯一の資源であるのが集团的に管理されている農地である。この地域の農地は、農民集団が用益権を所有する農地区という単位で管理されており、農地区で区分化された農地の用益権が農地区成員に分配されるしくみである。通常、農地区にはエヒード (ejido)²と農業共同体 (comunidad agraria) という二つの形態があるが、ゲレロ山岳部では一部の例外を除いてほとんどが農業共同体である。

ゲレロ山岳部では、土地の共同利用にかかわる単位である農地区と、行政上の単位である行政区の範囲が一致しないことが多い。行政区の境界線は農地区の境界線とは異なっており、例えば、ひとつの農地区が行政区の境界線をまたがって構成されていることや、ひとつの行政区のなかに複数の農地区が含まれていることも珍しくない。そのため、ひとつたび共同利用地の境界線をめぐる争いが起こると、複数の農地区や行政区を巻き込んでの係争となり、紛争の解決や調停に向けた手続きはきわめて複雑なものとなる。

実際のところ、ゲレロ州は土地紛争が深刻な州のひとつである。農地改革省 (Secretaría de Reforma Agraria) によれば、2006年に全国で報告された農地紛争260件のうち47件がゲレロ州の案件であり、そのうち14件はゲレロ山岳部の農地区のあいだの軋轢に由来する。敵対者に対する拉致・監禁、家

² 1917年に制定された憲法第27条で規定されたエヒードは、大土地所有の土地を収用して地域の農民集団に対し一定範囲の土地用益権を分配した制度だったが、1992年の憲法改正によって事実上終了した。

屋の焼き討ち、居住地からの追放、農地や公共施設の破壊、武装農民による直接対峙や銃撃戦、道路の封鎖など、暴力を行使した事件が数えきれないほど起きている。

農業共同体では非成員による共同利用地の境界線侵犯は、いかに一時的であり、小規模であったとしても、共同体全体に対する侵略行為であると判断される。先住民コミュニティの多くの場合で、土地には経済的な価値だけではなく、神話や農耕儀礼などの文化的伝統、共同体成員の帰属意識や祖先との関係性までがこめられている。共同利用地の境界線をめぐる争いは、集団のアイデンティティや歴史をめぐる争いという意味を含んでおり、紛争の当事者である農地区や農業共同体が互いに一步も引かないという話は珍しくない。それゆえゲレロ山岳部では、解決や調停の糸口が見つからないまま長期化する土地紛争が多いのである（小林貴徳 2007a、2007b）。

先住民の人権をめぐる擁護活動や研究を推進してきたスターベンハーゲンは、共同体と土地の精神的結びつきを理解することは、先住民でないかぎり容易なことではないと指摘している（Stavenhagen 2007 : 27）。西洋的あるいは資本主義的な見かたでは、土地は市場の支配を受ける商品であり、所有する対象であるだろう。しかし、先住民の伝統的な考え方にすれば、土地は人びとが属する「母なる大地（Tierra Madre）」を意味し、個人と集団、集団と土地を結びつけ、歴史的つながりを保証する神聖なものである。

貧困や社会的疎外といった問題を抱えながらも、ゲレロ山岳部の地域住民は生存維持型農業に頼らざるを得ない状況にある。しかし少し見方を変えると、この地域には牧草や森林のほか、地中の潜在的な鉱物資源や水資源といった重要な天然資源が、国家や企業による利用が可能な状態で保存されているといえる。皮肉なことに、斜面に拓かれた低い生産性の農地の地下には、貴金属の豊かな鉱床が存在しているのだ。

4. 山岳部に差し迫る開発の足音

経済省の外郭団体であるメキシコ地質調査機構（Servicio Geológico Mexicano）は、ゲレロ州に埋もれたままの鉱物資源の潜在性を指摘し、ゲレロ山岳部ではいまだ相応な採掘が実現されていない点、国内外の投資を呼び込むのに十分な魅力を備えている点を強調した（SGM 2011：2）。それに応じるかたちでゲレロ州政府は、州内の鉱物資源を最大限活用し、地域社会の雇用創出と経済活性化を促す政策を推し進めることを州開発計画に盛り込んだ（Gobierno del Estado de Guerrero 2011：138）。

少なくとも42ヶ所の鉱床が確認されているゲレロ山岳部への進出を図る開発業者に対し、連邦政府は2013年までに30件の鉱山権委譲を実施した。そのなかに含まれているのが3つの巨大採掘プロジェクト、サン・ハビエル／ディアナ（San Xavier/La Diana）、ラ・ファラオナ／ゴリアテ5（La Faraona/Goliat 5）、コラソン・デ・ラス・ティニエblas（Corazón de las Tinieblas³）である。

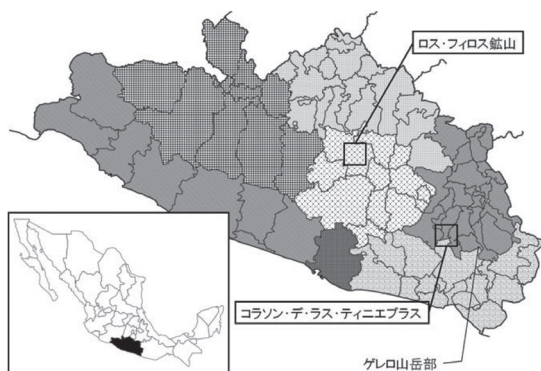


図2 ゲレロ山岳部における鉱山開発（筆者作成）

³ この名称はジョセフ・コンラッドが1899年に著した小説『闇の奥』（原題*Heart of darkness*）に由来していると考えられる。19世紀ヨーロッパ帝国主義時代におけるアフリカ奥地の開発を描いた同作品では、コンゴ川を遡るイギリス人船乗りの視点で物語が展開しつつ、西欧中心の価値観の相対化が試みられている。

なかでもコラスン・デ・ラス・ティニエブラス鉱山は、イギリス資本のホスチャイルド・マイニング (Hochschild Mining) 社⁴が50年間 (2009年～2059年) の契約で鉱山権委譲を獲得したものであり、その対象となる土地面積はゲレロ山岳部で最大規模となる4万3759ヘクタールにおよぶ。行政区分上はトラコアパ (Tlacoapa)、マリナルテペック (Malinaltepec)、サポティトゥラン・タブラス (Zapotitlán Tablas)、サン・ルイス・アカトラン (San Luis Acatlán) の4つの行政区にまたがり、農地区分上はトトミシュトラウアカ (Totomixtlahuaca)、テナマサパ (Tenamazapa)、サン・ミゲル・エル・プログレソ (San Miguel el Progreso)、ティエラ・コロラダ (Tierra Colorada)、ティラパ (Tilapa)、パスカラ・デ・オロ (Páscala de Oro)、アカテペック (Acatepec) の7区に広がっている (図2、図3)。

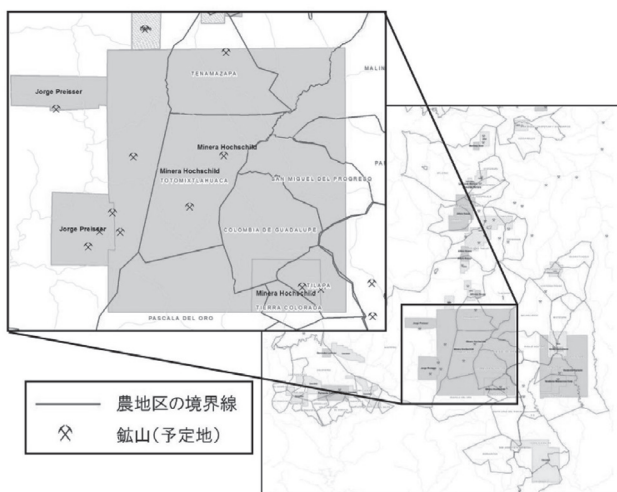


図3 コラスン・デ・ラス・ティニエブラス鉱山プロジェクトによる鉱山権委譲の対象地域 (Tlachinollan 2013)

⁴ ラテンアメリカを中心に貴金属の採掘をおこなう多国籍企業であり、ロンドンに置く本部を中心にペルー、チリ、メキシコなどに事務所を構える。メキシコ国内ではチワワ州ヤソノラ州など北部での鉱山開発を操業している。2012年には全世界で4.66トンの金を産出した (Hochschild Mining plc 2012 : 181)。

2010年11月、ゲレロ山岳部の農民たちは、連邦政府が外国企業に鉱山採掘権を委譲したこと、また、その対象地域には自分たちの共同利用地が含まれていることに気がついた。そのきっかけとなったのが、一機のヘリコプターが村の上空を旋回している様子を目撃したことだった。低空飛行を続けていた機体の下部には長いパイプ状の物体が吊られているのが見えたという。

それから数日後、企業の代理人と名乗る人物が村落の責任者との面会を求めて訪問してきた。この人物は、連邦政府および州政府による委譲を示す文書を片手に、鉱山開発のための測定飛行を実施すると通知しに来たのだという（Herrera 2013）。彼らは土地の利用や賃貸の許可申請のためにやって来たのではなく、ただ一方的に採掘計画を知らせに来たのである。いずれにせよ、この一連の出来事をつうじて、農地区の成員は、それまで遠く離れた事務所の机上でのみ進められてきた鉱山権委譲とそれに派生する開発業者の侵入について察知することができた（PIB 2011：8）。

ただし、採掘される鉱物資源の所有権はすでにホスチャイルド・マイニング社に渡っている。委譲決定後の報告を目的とした開発業者の訪問は地域社会で歓迎されたものでなかった。ここで重要なのは、鉱山権委譲によって企業に保証されたのは地下資源の所有権であり、その法的効力は地表の財には及んでいない点である。つまり、鉱山権の委譲を受けた者は、開発にともなう生じる田畑の破壊や家屋の撤去、操業に必要な水資源を確保といった地表部の利用について、用益権所有者と交渉し個別の合意を得なければならないのである。

そこで開発業者は、多くの場合、用益権所有者の承認を引き出すために、「コミュニティ開発支援」「鉱山での優先的雇用」「健康推進センター」「交通インフラ整備」といった条件を提示してくる。しかし、ゴンサレスが指摘するように、こうした言葉は企業の代理人による典型的な交渉の手口であり、哀れな肩透かしをくらうことも少なくない（González 2012：4）。農業共同体の指導者の買収や、農業共同体間に争いごとを引き起こす不正工作など企業側の巧妙なやり口も報告されている⁵。

⁵ オアハカ州中央部におけるサン・ホセ・プログレス（San José Progreso）村の

地域社会の住民がどうしても不利になりがちなこうした状況について、先住民族の人権擁護を推進する組織トラチノリヤンは、土地権利の保護を主張するためのメカニズムの不在という現実が、土地を守ろうとする農地区や先住民コミュニティの成員にとってもっとも深刻な問題となって押し掛かっていると発言している (Tlachinollan 2011 : 33)。

5. 集団的異議申し立ての試み

鉱山開発業者の進出が具体的にどのような影響をもたらすのか確証はなかったものの、地域住民は、新自由主義の暴力的な侵入が彼らの土地を要求していることに対して易々と承認を与えることはしなかった。ただし相手は、政府の資源開発政策のお墨付きを得た巨大企業であり、「周縁化からの脱却」をもたらす開発として州政府も加担しているプロジェクトである (Errera 2013)。このとき政府は、本来であれば果たすべき共有財産の保証人という役割を放棄し、土地用益権をもつ農民集団を不利な立場に押しとどめようとしていた (González 2012 : 4)。いよいよゲレロ山岳部の住民は、土地を守るための闘争を可能にするコミュニティ間の団結を模索しなければならないときを迎えたのである。

開発業者に対する異議申し立てという意味では、ゲレロ州中央部に位置するカリサリリヨ (Carrizalillo) 村で展開された抵抗運動の事例が住民連帯の有効性を示している。カリサリリヨは本稿冒頭で言及したロス・フィロス鉱山に隣接する人口約1000人の小村であるが、露天掘り採掘の影響として、村人の多くが深刻な健康被害の犠牲者となった (図4)。

事例では、カナダ資本の鉱山開発企業の進出をきっかけとしてコミュニティに深刻な内紛が発生した。コミュニティ分裂の背後で糸を引いていたのが開発業者だったといわれている (PIB 2011 : 6)。

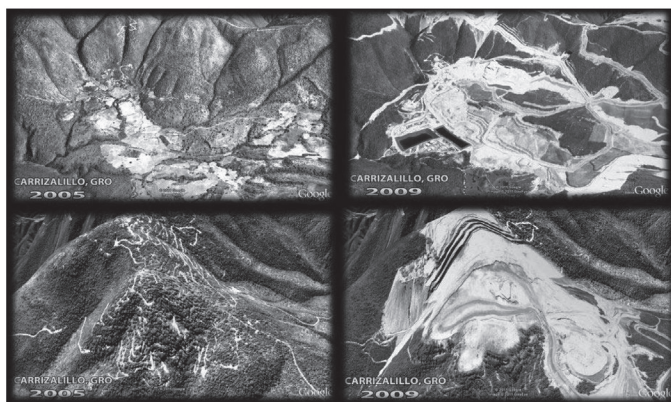


図4 ロス・フィロス 鉱山の変遷：2005年（左）と2009年（右）(Tlachinollan 2011)

異議申し立てを始めた地域住民の団は、2006年以降、鉱山へ通じる道路で座り込みを続け、2007年には鉱山開発に反対するための労働者集会の定期開催を始めた。市民による連帯はエヒード農地の利用に関する新たな条件として、土地賃貸料の増額、交通インフラの整備推進、労働環境改善など業者への要求を提示した。企業と交渉を続けることの困難さを覚えたカリサリリヨのエヒード成員は、さらなる連帯の必要性を感じ、法律に関する顧問の引き込みなど交渉プロセスの効率化にも力を注いだ (Rodríguez 2009, PIB 2011 : 13)。

人権組織トラチノリヤンによる法的支援を受けながら進められていたカリサリリヨ村の異議申し立てはマスメディアの注目も受け、2007年に開発業者と労働者集会とのあいだで達した最終合意の様子もさまざまなメディアで発信された。締結された合意内容には、労働条件の改善、鉱山開発に係わる土地賃貸料の増額、飲料水施設の設置、人材開発支援プログラムの創設などの項目が盛り込まれた (Tlachinollan 2007 : 17-36)。

カリサリリヨ住民による異議申し立ての行動が一定の成果をもたらしたことは、既存のコミュニティの社会的調和をかき乱す可能性がある開発業者の侵入に対して、市民連帯が影響力を発揮することが証明されたといえる。市

民連帯による働きかけによって、少なくとも開発業者と地域住民とのあいだの対話と交渉の場が提供されるだろう。

しかしながら、コミュニティ間の土地紛争が絶えないゲレロ山岳部では、企業の侵入に抗して複数のコミュニティが連帯することは容易ではなさそう。トラチノリャンが報告書で指摘しているように、ゲレロ山岳部の先住民コミュニティにおける政治・社会的関係は他の地域よりも複雑である (Tlachinollan 2011 : 51-52)。

共同利用地の境界線をめぐる争いは、コミュニティ内部の組織力を減退させるとともにコミュニティ間の社会関係をも荒廃させ、その結果、強大な権力をもつ外部者から土地を守るための対話や、地域社会の発展を模索するための対話など、本来であれば優先されるべき課題について話し合われる機会を遠ざけている。この類の紛争は、潜在的な資源を地域社会で活用しようとする試みを実現不可能なものにすると同時に、資源を市場に流通する商品へと転化しようとする外部の侵入を許してしまいかねない。ゲレロ山岳部に展開する開発業者の進出度合いを考慮するならば、農業共同体間の相互の利害を調整し、住民の意思疎通や情報提供を促すことのできる組織の登場が求められていた。

6. 応答する先住民コミュニティ

こうしたなか、ゲレロ山岳部においてコミュニティ間の調整者という役割を果たそうとしているのが、共同体権威者地域調整委員会・共同体警察 (Coordinadora Regional de Autoridades Comunitarias-Policía Comunitaria, CRAC-PC)⁶である。地域社会の自警を目的として1995年にゲレロ山岳部に

⁶ 当初は、山岳部の幹線道路で頻発していた犯罪行為から住民を防衛する目的で創設されたが、後に、コミュニティ間の紛争調停、保健衛生や教育に関する取り組み、慣習に従った司法の実践など「事実としての自治」の実現に向けた活動を展開している。CRAC-PCの創設経緯や活動の変遷についてはMorales 2004、小林致広 2014

創設されたCRAC-PCは、域内における鉱山開発企業の侵入に抗する社会運動を導く取り組みを始めた。

ホスチャイルド・マイング社に対する鉱山権委譲が露見した際、CRAC-PCは対応措置を協議するための集会を发起し、鉱山開発の影響がおよぶ全コミュニティに対してその参加を求めた。コミュニティ側にもすばやい対応がみられ、2011年2月、マリナルテベック行政区のトラパネコ人の集落コロンビア・デ・グアダルペ (Colombia de Guadalupe) において第1回地域集会 (Asamblea Regional) が開催された。農業共同体の共有財産管理部の代表者 (comisariado de bienes comunales) 23名をはじめ、73人の地区委員 (comisario municipal) が出向いたこの集まりでは、鉱山会社の進出に対するコミュニティ間のコンセンサスを構築するための農事集会 (asamblea agraria) の継続的開催が提案された。

こうした働きかけは、この地域にそれまで欠如していたコミュニティ間の意思疎通の場、および問題意識の共有を確認する場として重要な第一歩であった。実際に、第1回地域集会に続いてパラヘ・モンテロ (Paraje Montero) 村に召集された次の会合には、農業共同体の代理人21名、34名の集落代表者が集まり、地域の総意として農業共同体および先住民コミュニティで共有するミッション「鉱山開発の反対決議 (“no a la minería”)」が提出された (González 2012: 7)。

CRAC-PCが牽引する地域集会で批判の矛先が向けられたのは鉱山開発業者だけではなかった。鉱山権委譲をつうじた私企業への便宜供与ばかりに関心を寄せ、調停役という本来果たすべき公的機能を放棄している連邦政府と州政府に対する強い糾弾の声が上がったのである。CRAC-PCの調整委員は、国際平和旅団 (Peace Brigade International) のインタビューに対して次のように説明した。

「開発にやってくる企業は、われらがわれらの領土に持っているすべてのものを破壊する。河川を汚染し、土地や資源、文化やアイデンティティ、例えば聖なる

で詳論されている。

メキシコ、ゲレロ山岳部につめ寄る鉱山開発、それに向き合う先住民コミュニティの応答

場所のようにわれらの歴史にいたるまで、村の生活のすべてにひどい影響を与えるだろう。それはわれらの世代だけではすまない。われらの子どもたちまでその被害は及ぶ。企業の侵入に断固として反対するわれらは、この地にあるすべての村を召集した。金や銀、亜鉛などあらゆる鉱物資源はわれらに属する。すべての決定権はわれらにあるのだ」(PIB 2011 : 8)。

CRAC-PCは、採掘活動もたらすメリットとデメリットについての対話を地域住民のあいだで積み重ねる集会やワークショップの継続的開催に重点を置いている。しかしその一方で、開発業者への抵抗姿勢を示すコミュニティ連帯の存在を世界に発信するための巧みなメディア戦略⁷も採用している。上述のインタビューではこの点にも言及している。

「ラジオ、機関紙、新聞などを通じてわれらはつねに情報発信する。女性や子ども、若者や老人にいたるまで、すべての人は開発業者の侵入が許されるものではないことを知らなければならない。なぜ子どもたちなのか？それは鉱山権委譲が50年の契約におよぶものであるためだ。30年後にはおそらくわれらはいないだろう。だからこそこの情報が国の外にまで届いてくれることを願っている」(PIB 2011 : 9)。

こうした情報普及活動はCRAC-PCのメディア戦略のみならず、州内にあ
る高等教育機関の教員や研究者をはじめとする多様な協力者によって支えら
れている。農村開発学や社会学、社会人類学などの専門家による研究報告
が、新自由主義経済の脅威にさらされているゲレロ山岳部の窮状の伝達に一
役買っている (Quintero y Rodríguez 2008, González 2011)。

開発業者に抵抗する先住民コミュニティの活動を特徴付けているもうひとつの戦略は、ゲレロ山岳部で人権擁護活動を牽引しているトラチノリヤンに

⁷ もっとも際立っているのが、全国紙「ラ・ホルナダ (La Jornada)」のゲレロ州版や地元紙「エル・スル・アカプルコ (El Sur de Acapulco)」といったマスメディアの利用である。

よる法的支援である。このNGOは、先住民の土地が不当に侵害されている旨の異議申し立てを国内外の公的機関へ行う後押しをしている⁸。ゲレロ山岳部の先住民コミュニティは、ILO169号条約や米州人権条約21条など先住民族の集団的土地所有の権利を定めた国際条約の違反を訴えながら、開発業者の侵入に対する明確な姿勢を示したのである⁹。

おわりに

ここまで本稿で検討してきた事例からは、ゲレロ山岳部の先住民にとって土地が部外者とのあいだで取引や交渉の対象になるものではないことが見てとれる。ただし彼らは開発そのものを拒絶しようとしているのではない。村の生活や集団的アイデンティティの源泉たる「母なる大地」を喪失の危険に晒す部外者に対する反発に乗り出したのである。

注目すべきは、政府のお墨付きを得た鉱山開発企業のような強大権力を握る部外者による侵犯を受けたとき、事態の深刻度合いに応じて農地区間の共同利用地の用益権をめぐる争いが一時棚上げされる点である。かつてこの地域では、農業共同体が「われらの土地」の境界線をそれぞれ主張して敵対し、対話の機会を模索するどころか武装農民の直接対峙が頻発していた。しかし、開発業者という共通の敵の出現にともなう「鉱山開発の反対決議」に象徴されるように、ミッションの共有というプロセスにおいて、守るべき「われらの土地」の領域は複数の農業共同体をまたがる範囲にまで拡大したのである。

⁸ トラチノリヤンを顧問とする先住民コミュニティの代表団は、鉱山権委譲の取り消しを求める訴訟に向けた手続きを始め、2013年11月までにコミュニティ集会の決議を経た19の嘆願書が農地改革省に提出された。

⁹ ゲレロ山岳部における鉱山開発企業に対する法的闘争の展開として、トラパネコ人の村サン・ミゲル・エル・プログレス (San Miguel El Progreso) の住民がトラチノリヤンの法的支援を受けながら国家最高裁判所へ訴状を提出した事例が挙げられる。これは先住民コミュニティが開発業者を訴追するという重要な第一歩を示す事例となった (Tlachinollan 2013: 7-9)。

ゲレロ山岳部における先住民コミュニティの抵抗はまだ始まったばかりである。資源開発企業の侵入に対抗する土地管理の自治ははまだ実現にいたっていない¹⁰。とはいえ、彼らの連帯がみせた不服従の意思表示と連帯行動は、新自由主義型の資源開発に晒された先住民族の抵抗という、いまだ闇に包まれた長い道のりにしるされた最初の足あとであるといえるだろう。

参考文献

Brigadas Internacionales de Paz(PBI: Peace Brigades International)

2011 *Tierra minada. La defensa de los derechos de las comunidades y el medio ambiente en México*, Boletín Informativo del Proyecto México, PBI.

ERRERA Martínez, Edith

2013 “Los caminos de la resistencia: de la Montaña a la Costa chica”, *La Jornada del Campo*, No. 67, 20 abril 2013.

Gobierno del Estado de Guerrero

2011 *El Plan Estatal de Desarrollo 2011-2015*, Gobierno del Estado de Guerrero.

Goldcorp

2006 *Proyecto de oro Los Filos. Operaciones mineras Nukay. Informes de sustentabilidad 2005*, Luimin, México.

GONZÁLEZ, Lilián

2012 *Conflicto entre cesionarios mineros y comunidades. La lógica del estado ausente en los procesos de mediación y la estrategia de resistencia de las comunidades indígenas de Guerrero*, 2º Congreso Internacional Pre-ALASRU 2012, Diversidad y contrastes en los procesos rurales en el Centro de México, 5, 6 y 7 de septiembre 2012.

¹⁰ ホスチャイルド・マイニング社は、異議申し立てがすでに行われていたであろう2012年の年次報告書のなかで、「(コラソン・デ・ラス・ティニエブラス鉱山開発プロジェクトに関して) 本社が手続きを進めている所有権委譲の法的妥当性の承認は最終局面を迎えている」と記し、連邦政府との折衝がポジティブな状況にあることを示唆している (Hochschild mining 2012 : 34)。

- GONZÁLEZ, Lilián, Paul Hersch, Catalina Sedano, Alejandra Ramirez
2011 *El respeto a nuestra tierra es justicia ¡No a la mineras!*, Comisión de Salud de la Coordinadora Regional de Autoridades Comunitarias.
- GONZÁLEZ Rodríguez, José de Jesús
2011 *Minería en México. Referencias generales, régimen fiscal, concesiones y propuestas legislativas*, Documento de Trabajo núm. 121, Centro de Estudios Sociales y de Opinión Pública.
- Hochschild Mining plc
2012 *Exploring for Growth, Hochschild Mining plc Annual Report 2012*, Hochschild Mining plc.
- LÓPEZ Barcenas, Francisco
2012 “Pueblos indígenas y megaproyectos en México: las nuevas rutas del despojo” en Agustín Ávila Romero y Luis Daniel Vázquez (Coords.), *Patrimonio biocultural, saberes y derechos de los pueblos originarios*, Universidad Intercultural de Chiapas.
- MORALES Almaguer, Iliana
2004 “La policía comunitaria de la región Costa Montaña: un proyecto de autonomía indígena” ,en Beatriz Canabal Cristiani y José Joaquín Flores Félix (Coords.), *Montañeros: Actores sociales en la Montaña del estado de Guerrero*, Universidad Autónoma Metropolitana.
- Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo (UNDP)
2005 *Informe sobre Desarrollo Humano 2004: el reto de desarrollo social*, Mundi-Prensa.
- QUINTERO Romero, Dulce María y América Libertad Rodríguez Herrera
2008 “Organizaciones sociales: nuevos actores políticos en Guerrero” , *Política y Cultura*, No. 30, pp. 39-66.
- RODRÍGUEZ Wallenius, Carlos
2009 “Riqueza, marginación y luchas campesinas en Mezcala, Guerrero” , *Veredas* No.19, pp. 105-126, UAM-Xochimilco.
- Secretaría de Economía (SE)
2012 *Anuario estadística de la minería mexicana, ampliada 2011, versión 2012*, Secretaría de Economía.

メキシコ、ゲレロ山岳部につめ寄る鉱山開発、それに向き合う先住民コミュニティの応答

- 2013 *Guía de Procedimientos Mineros*, Secretaría de Economía
Servicio Geológico Mexicano (SGM)
- 2011 *Panorama Minero del estado de Guerrero*, Servicio Geologico Mexicano y
Secretaría de Economía.
- STAVENHAGEN, Rodolfo
- 2007 Los pueblos indígenas y sus derechos, UNESCO.
- TOSCANA Aparicio, Alejandra y José Carlos Hesles Bernal
- 2010 “El tesoro del Cerro de San Pedro. Fricciones locales-globales(1996-2009)” ,
en Carlos Rodríguez Wallenius, Luciano Concheiro Bóququez y María Tarrío
García (Coords.), *Disputa territoriales. Actores sociales, instituciones y
apropiación del mundo rural*, Universidad Aytónoma Metropolitana.
- Tlachinollan, Centro de Derechos Humanos de la Montaña
- 2007 *Por los caminos de la resistencia*, XIII Informe, Junio 2006-Mayo 2007,
Tlachinollan.
- 2011 *Luchar para construir el amanecer de la justicia*, XVII Informe, Junio 2010-
Mayo 2011, Tlachinollan.
- 2013 *Defensa del territorio contra la minería. La lucha de la comunidad mephaa
San Miguel el Progreso(Jiba Wajjin)*, Tlachinollan.
- 小林貴徳
- 2007a 「山岳に響き渡る声—メキシコ・ゲレロ州先住民農村における土地をめぐる
闘い—」、『外国学研究』68、神戸市外国語大学外国学研究所、pp.77-105.
- 2007b 「土地と共に生きる農民は協働できるのか—ゲレロ州先住民農村の闘い—」
石黒馨・上谷博編、『グローバルとローカルの共振—ラテンアメリカのマル
チチュード—』、人文書院。
- 2008 「越境するツバメたち—メキシコ、ゲレロ州山岳部農村とシナロア州農場地
帯をむすんで—」天理大学アメリカス学会編、『アメリカス世界における移
動とグローバリゼーション』、天理大学出版部。
- 小林致広
- 2014 「メキシコ・ゲレロ州海岸山岳地域の共同体警察による代替的司法の挑戦」、
『紀要』14号・15号、京都ラテンアメリカ研究所、pp.107-119.